

成瀬川漁業協同組合内共第3号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、成瀬川漁業協同組合(以下「漁協」という。)の有する内共第3号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、いわな、やまめ、こい、ふな及びうぐいをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、漁協に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、さし網、投網又は筒による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 漁協は、第一項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、さし網又は筒による遊漁の場合には第15条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第15条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第9条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により漁協に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
竿釣・手釣	あゆのひっかけを禁止
さし網	網の目 1センチ以上
投げ網	網の全長25メートル以下
筒	10ヶ所以内
※ 潜水器具を用いる漁法は認めない。	

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	7月1日から10月15日まで
いわな・やまめ	4月1日から9月20日まで
こい・ふな・うぐい	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
成瀬川真人頭首エゲートの上流及び下流各々50メートルの区域	1月1日から12月31日まで

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
いわな・やまめ・こい	15センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が小中学生及び肢体不自由者(身体障害者手帳3級以上)のときは無料、高校生のときは半額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは日券の遊漁料の倍額とする。

一 手釣、竿釣投網、さし網又は筒による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	手釣・竿釣	1日2,000円、1年 8,000円
	投網・さし網	1年 12,000円
いわな、やまめ、こい、ふな、うぐい、雑魚	手釣・竿釣	1日1,000円、1年 5,000円
雑魚	筒(個あたり)	1年 3,500円

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は漁協が指定するオンラインシステム等において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1)セブンイレブン道の駅十文字 横手市十文字町海道下 21-4

- (2)株式会社マルシメスーパーモールラッキー 横手市十文字町仁井田字東 22-1
- (3)ローソン増田町店 横手市増田町増田月山西 29 番地 13
- (4)中山酒店 横手市増田町増田字中町 3 番地 5
- (5)ツチヤデンキ 横手市増田町吉野字村ノ前 103 番地 3
- (6)高橋製作所 横手市増田町荻袋字鍋ヶ沢 104 番地
- (7)デイリーヤマザキ東成瀬店 雄勝郡東成瀬村田子内字大橋場 13 番地 1
- (8)なるせ温泉・東仙歩 雄勝郡東成瀬村椿川字真戸 3 番地 1
- (9)クラフトペンションきのこ小舎 雄勝郡東成瀬村岩井川字川通 28 番地 8
- (10)本間商店 雄勝郡東成瀬村椿川字上林 4 番地
- (11)菅原商店 雄勝郡東成瀬村椿川字菅沼瀬 32 番地
- (12)横手釣具センター 横手市寿町 14 番地 5
- (13)(株)フィッシュパス 福井県坂井市丸岡町熊堂 3-7-1-16

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 漁協は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1)承認を受けた者の氏名、住所
- (2)承認期間
- (3)魚種
- (4)漁具・漁法
- (5)遊漁区域
- (6)遊漁料の額
- (7)注意事項
- (8)その他参考となるべき事項
- (9)発行者名

○注意事項

- ・遊漁者は、漁業権が設定されている河川・湖沼(以下「河川等」という。)において遊漁を行う際には、河川等ごとに定められた遊漁規則に基づき、遊漁料を納付しなければなりません。
- ・この河川等において、当漁協では、遺伝的多様性を維持するために在来種の放流を行っています。独自に放流を行いたい方は、当漁協に事前に御相談ください。
- ・遊漁に際しては、遊漁規則に決められた事項を遵守してください。また、問題行為のある釣り人を見かけたときには最寄りの漁協事務所(電話番号090-4043-0203、メールアドレス narusegyokyou@gmail.com)まで御一報ください。
- ・遊漁料を納付し、遊漁承認証の交付を受けていても、当漁協の漁場監視員が確認のために声をかけることがありますので、御協力ください。
- ・漁場監視員は、遊漁規則に反した行為を認めた場合、遊漁の中止を命ずることができます。その場合は、速やかに指示に従ってください。
- ・この河川の漁業権対象魚種は、あゆ、いわな、やまめ、こい及びふなです。遊漁承認証に記載

されている漁業権対象魚種以外の魚種を採捕しようとする場合、別途当該魚種の遊漁承認証が必要となります。

○当漁協が行っている増殖事業

- ・当漁協が行っている増殖手法は、産卵床の造成、稚魚・発眼卵放流及び下流からの汲み上げ放流です。
- ・この河川等における漁業権に基づく魚類の放流量は、毎年、秋田県内水面漁場管理委員会から示された増殖指示量に基づいています。

○当漁協が行っている漁場管理

- ・遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、各河川等に免許された漁業権者に課されている増殖義務及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることを御理解ください。
- ・この河川は、組合員、遊漁者が限られた水産資源を有効に利用できるよう配慮しています。御意見等がありましたら、最寄りの漁協事務所(電話番号090-4043-0203、メールアドレスnarusegyokyou@gmail.com)まで御連絡ください。
- ・当漁協は、漁場管理を行うため資源調査に加え、遊漁者の採捕数の把握、産卵床の数、稚魚の数などモニタリング調査を行っておりますので御協力ください。
 - 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、漁協が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
 - 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁の承認等に関する事項)

第9条 この漁場区域及びア表に掲げる全ての漁場区域において、イ表左欄の水産動物を同表中欄の漁具・漁法を使用して遊漁しようとする者は、第2条、第9条及び前条の規定にかかわらず、あらかじめ、イ表右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について秋田県内水面漁業協同組合連合会(以下「漁連」という。)の承認を受けなければならない。

ア表

漁場区域(漁業権番号)
内共第1号～第25号漁場(内共第13号、第22号を除く)

イ表

魚種	漁具・漁法	遊漁料(1年)
いわな・やまめ	手釣・竿釣	15,000円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所又は漁連が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。

(1)秋田県内水面漁業協同組合連合会事務所(北秋田市新田目字大野 50 番地 1)

(2)成瀬川漁業協同組合事務所(横手市増田町荻袋字鍋ヶ沢 104 番地)

3 前項の遊漁承認証に記載する事項は前条第1項に準ずるものとする。

(遊漁に際し守るべき事項)

第 10 条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次の表に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、漁協が漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(外来魚の再放流の禁止)

第 11 条 採捕された外来魚(オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びブラウントラウト等)は、再放流(リリース)してはならない。

(漁場監視員)

第 12 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1)氏名

(2)有効期間

(3)注意事項

(4)その他必要な事項(漁協の実状に応じて記載すること。)

(5)発行者名

(違反者に対する措置)

第 13 条 漁協は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。